

御社の労働時間制度は

☑適正ですか？ ☑労使紛争リスクはないですか？ ☑今後の法改正に対応可能ですか？ ☑企業を伸ばせますか？

適正管理・改善のための「労働時間研修」

主催 愛知県下各労働基準協会

労働時間管理は労務管理の中核を占め、また、労働者の幸福、日本の将来に係わる重要なもので、とりわけ企業には経費、人材確保、労働者の勤労意欲、業績に直結し、その繁栄を大きく左右する経営の最優先課題です。

なお、労働時間は労働基準監督署の定期監督で最も違反が発見される事項で、民事裁判での高額判決、和解の大半が過労死、過労自殺等をめぐるもので、近年は名ばかり管理職、労働時間の解釈をめぐる訴訟もあり、時には“ブラック企業”との汚名を着せられ、顧客や求職者等が離れ、企業経営を危機に落とすこともあります。

政府も事業場への監督指導を強化するとともに、衆議院の解散で審議が先延ばしとなりましたが、中小事業場の長時間労働割増賃金率の引き上げ、有給休暇付与の義務化等の労働基準法の改正、罰則付き時間外労働の上限規制の導入を進めており、今後企業はこのような法改正に対応することが必要となります。

そこで、労働時間の知識を高め、適正な管理を行い、企業発展につなげる労働時間制度に改善するための、**適正管理・改善のための「労働時間研修」**を開催します。

この研修は、毎年9月の労働実務専門講座の就業管理コース4日間の1日目の労働時間研修を、企業のご要望に応じ切り離し単独で開催するものです。

労働時間管理に関わる多くの皆様に、参加いただきますようご案内申し上げます。

●日時 平成30年1月24日(水) 午前9時30分～午後4時30分

●会場 一般社団法人 名北労働基準協会 3階「大会議室」 名古屋市北区清水1-13-1



研修内容

1. 労働時間の現状 ……先進国で長時間労働・低生産性は日本と韓国だけ
2. 労働時間のトラブル ……2億円近い損害賠償請求も
3. 労働時間と変形労働時間制 ……ええっ！これも労働時間？
4. みなし労働時間制 ……該当業務は有効活用が可能かも
5. 休憩・休日 ……意外に知らない管理の落とし穴
6. 時間外・休日労働 ……労働時間の“ホットスポット” 運用留意点は？ 今後の法改正は？
7. 適用除外 ……なんと私は管理監督者ではなかった！
8. 安全(健康) 配慮義務 ……大切な社員の健康と命を守る
9. 年次有給休暇 ……言ってませんか「有給休暇は取っちゃダメ」
10. 年少者・妊産婦の労働時間 ……意外に厳しい法規定
11. 働き方改革 ……企業に有益な「働き方改革」を見つけましょう
 - (1)働き方改革の意義
 - (2)体制構築・意識の変革
 - (3)労働ルールの確立
 - (4)要員体制の見直し
 - (5)業務の改善
12. 今後の労働時間管理に向けて ……さあ、企業を伸ばす労働時間制度の改善を始めましょう



講師

一般社団法人 名北労働基準協会 専務理事・事務局長 特定社会保険労務士 市之瀬 高司

【講師プロフィール】 労働基準協会の業務を統括管理し、労務管理に関する数多くの講演、企業の労働相談対応を行う。10年間にわたり国の労働時間改善事業のアドバイザーを行い、最近では労働時間対策の企業出張講演も多い。労働基準協会の社労士受験講座主任講師、関連社会保険労務士法人の代表社員を兼務。



